

貴社カートシステムでの 改正法への対応について



改正特定商取引法の施行に伴い“令和4年6月1日”からは

各社カートシステムにおける“最終確認画面”において
顧客が“注文確定”の直前段階で 下記の各契約事項を
簡単に最終確認できるように表示する必要があります

①

分量

商品の数量、役務の提供回数等のほか、
定期購入契約の場合は各回の分量も表示

②

販売価格・対価

複数商品を購入する顧客に対しては支払総額も表示し、
定期購入契約の場合は
2回目以降の代金も表示

③

支払の時期・方法

定期購入契約の場合は
各回の請求時期も表示

④

引渡・提供時期

定期購入契約の場合は
次回分の発送時期等について
も表示
(顧客との解約手続の関係上)

⑤

申込みの撤回、 解除に関すること

返品や解約の連絡方法・
連絡先、返品や解約の
条件等について、顧客が
見つけやすい位置に表示

⑥

申込期間 (期限のある場合)

季節商品のほか、販売
期間を決めて期間限定
販売を行う場合は、
その申込み期限を明示



事業者側が上記事項について、消費者に誤認を与える表示を行った場合、
誤認して申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります



消費者庁
ウェブサイト

更なる詳細について、
こちらのサイトで解説しております。
ガイドライン等も掲載しております
ので御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

インターネット通販において、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します
(注：SNS・チャット型のE Cサイトも含む)

おトクな初回特典での
ネット注文時には御注意を！

CAUTION ⚠ CAUTION ⚠

申込みの内容は？
本当にお得・・・？

お試し無料！
超お得コース！

注文を確定

ちょっと待って!! そのネット注文
“定期購入” ですよ!

「お試し」「初回限定●%オフ」「解約可能!」などとお得感を強調した
サプリメント、美容・化粧品、健康食品などのネット注文は

注文を確定

を押してしまう前に **必ず確認!**

カウントダウン表示に惑わされずに落ち着いて

確認するポイント

① 1回限りの購入ですか？

☞ 「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば
2回目以降も届きます

② 2回目からはいくらですか？

☞ 「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います

③ 解約の方法は？

☞ 1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？



上記①～③の内容については、改正特定商取引法により、最終確認画面で明確に表示しなければいけません。令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。個別被害の御相談は「188」へお問い合わせください。



政府広報

上記①～③の契約内容が
分かりづらい通販サイトの
利用時には 入念なご確認を

悪質な通販サイトでの
落とし穴を解説します

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」へ御相談ください

消費者ホットライン
(局番なし) 188



消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

サブスクリプションサービスを オンライン契約により 提供されている事業者様へのお知らせ 改正法への対応について



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

改正特定商取引法の施行に伴い、“令和4年6月1日”からは
ウェブサイトやアプリでサブスクリプションサービスを
申し込む際の“最終確認画面”において次の契約事項を
サービス申込者が簡単に確認できるように表示する必要があります

提供するサービスの期間・回数等に関する事項

- サービスの提供期間や提供時期を明示（無期限や自動更新である場合には、その旨も）。
- 期間内に利用可能な回数が決まっている場合には、その内容を明示。
- どのサービスプランを申し込んでいるかも明示。

提供するサービスの料金に関する事項

- 無料で使える期間が終了すると自動で有料プランに移行するなど、途中から金額が変わる場合には“有料プランに切り替わる時期”や“有料プランで支払う金額”を明示。
- 支払時期・方法（いつ、いくら支払うのか / どのような方法で支払うのか）を明示。

キャンセル・解約に関する事項

- キャンセル・解約の方法（連絡方法・連絡先）や条件を明示。特に、申込時と比べて制限的・複雑な方法である場合には、その旨の最終確認画面への明示が必要。
- 解約等の申出期限がある場合には、いつまでに申し出る必要があるかを明示。
- 違約金が発生するなどの不利益が生ずる場合には、その旨と内容も明示。

令和4年6月1日以降、事業者側が上記事項について消費者に誤認を与える表示を行った場合、特定商取引法違反であるとともに、誤認して契約申込みをした消費者は、取消権を行使できる場合があります。

*改正消費者契約法（令和5年施行予定）により、消費者の求めに応じて契約解除に必要な情報を提供することが事業者の努力義務となります。



消費者庁
ウェブサイト

上記の表示事項については、分かりやすくリンク先へ表示する形でも原則として認められますが、更なる詳細については、こちらのサイトで解説しております。ガイドライン等も掲載しておりますので御参照・御活用ください。

※ 最終確認画面とは？

サブスクリプション契約を含むECにおいて、消費者がその画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面が該当します。
(注：アプリ経由でのサブスク契約を含む)

サブスクのトラブルに御注意を！

「〇か月無料体験」、「〇か月間無料トライアル」と表示していても気付かぬうちに、自動で有料プランに移行していることも…！？

～ 以下の点に気を付けて、サブスクを利用しましょう ～

①はじめに、事業者名やサービス内容を確認しましょう

☞ どのような事業者から、どのようなサービスを受けられるのか、事前によくチェックしましょう。

②申込み前に、無料・割引期間や解約方法を確認しましょう

☞ 自動で通常料金に移行する場合や自動更新がなされる場合が多いです。また、簡単に解約ができるかどうかもチェックが必要です。

③申し込んだ時に登録した情報を保存しましょう

☞ 解約時などに、IDやパスワードが必要になります。

④毎月、クレジットカード等の支払明細を確認しましょう

☞ 契約期間中は利用しなくても料金が発生します。また、解約したつもりでも、その後引き落としが続いていないか、よく確認しましょう。

※特に、スマホアプリで申し込んだサブスクは、アプリを削除しても契約自体が解除されるわけではありません。



改正特定商取引法により、通信販売でのサブスクの申込み時に、最終確認画面において、有料プランへの移行時期やその価格、解約に関する事項等の表示、無期限・自動更新であればその旨の表示が事業者には義務付けられます。

令和4年6月1日以降、誤認させる表示により申込みをした消費者は、契約を取り消せる可能性があります。個別被害の御相談は「188」へお問い合わせください。



改正消費者契約法（令和5年施行予定）により、消費者の求めに応じて契約解除に必要な情報を提供することが事業者の努力義務となります。

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」へ
御相談ください

消費者ホットライン
(局番なし) 188

